

高岡市地域密着型サービス整備事業者  
(令和8年度整備分) 募集要項

令和8年4月1日  
高岡市長寿福祉課

## 1 公募の目的

第9期高岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業基盤の整備及び適正な運用を図るため、地域密着型サービスの整備について、希望される事業者を募集します。

## 2 公募の対象サービス

今回公募する事業所の種類、事業所数は次のとおりです。

応募区分	サービス種類	事業所数	整備圏域	留意事項
No. 1	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1事業所 (定員 29名)	牧野	・ユニット型個室 ・単独型施設または同一法人が運営する広域型 介護老人福祉施設を本体施設とするサテラ イト型
No. 2	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	1事業所	全圏域	・一体型または連携型 ・既存の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所のサテライト型事業所の設置であって も、この公募により選定されることが要件 となります。
No. 3	全サービス（廃止 又は失効した事業 の再開等）	—	全圏域	・令和3年4月1日以降に廃止又は失効した市 内の地域密着型サービス事業所の建物におい て、同一の事業を行うものに限り。ただし、 定員は廃止又は失効した事業の範囲内としま す。

- (1) 同一法人で応募できるのは、1応募区分につき、1圏域のみとします。
- (2) サテライト型の場合、本体施設と通常の交通手段で概ね20分以内の距離であることとします。
- (3) 制度上、認められているものであれば、他の介護保険事業等との合築・併設を可とします
- (4) 応募区分No.2について、「伏木・太田」「牧野」「高陵・下関」「博労・川原」「木津・福田・佐野・二塚」「国吉・五位」「戸出・中田」圏域に整備する計画を高く評価します。

## 3 応募の要件

- (1) 法人であること（準備中のものも含む）  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に応募する場合は社会福祉法人であること
- (2) 応募法人が自ら開設し、指定を受けるものであること
- (3) 事業の運営にあたって介護保険法に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができること
- (4) 令和9年4月1日までに事業を開始できること  
ただし、市長が必要と認める場合、1年に限り事業の開始を延長することができる
- (5) 申請書類の提出及びプレゼンテーションは、事業を行う法人が行うこと
- (6) 介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと
- (7) 応募法人及び代表者について、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に

より、高岡市から指名停止措置を受けていないこと

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないこと

(10) 応募法人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団）に該当しないこと

また、当該法人の代表者・役員のうち暴力団員（同法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当する者がいないこと

※ 上記を満たしていないと認められる場合は、審査を行いません。

#### 4 応募の手続き

本公募への応募を希望する場合は、下記応募期間中に、提出書類を整え、高岡市長寿福祉課の窓口を持参してください。

応募期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 5 月 29 日（金） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日は除く）
提出先	〒933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号 高岡市 福祉保健部 長寿福祉課 事業支援・計画係（2 階⑭番窓口） ※必ず事前に電話（0766-20-1373）で提出日及び時間について連絡の上、持参してください。
提出書類	本市ホームページに掲載の「申請書一式」をダウンロードしてください。 必要に応じて、追加の資料提出をお願いする場合があります。
提出部数	8 部（正本 1 部、副本（正本の写し） 7 部）

※提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

①提出書類の用紙サイズは、証明書類などの所定様式のものを除き、A 4、A 3 以外は使用しないでください。

②提出書類は、片面印刷としてください。

③提出書類一覧にある書類番号を標記したインデックスを付けてください。

※インデックスは、提出書類に直接貼り付けず、白紙にインデックスを張り付けて綴ってください。

④A 3 の資料は、A 4 サイズに折り込んでください。

⑤提出書類一覧の書類番号順に綴ってください。

※正本 1 部は、A 4 サイズのフラットファイル等で綴り、ファイルの表紙に「高岡市地域密着型サービス整備事業者応募申請書（法人名）」を記載してください。

⑥副本（正本の写し）は綴じひもで綴ってください。

⑦正本には、全て原本を添付してください。なお、契約書類等で原本での提出ができないものについては、代表者が原本証明してください。

（例）この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名

代表者 職・氏名

※応募申請書提出時に、添付資料の不足や記載漏れ、記載誤り等の不備がないよう、十分確認のうえ、提出してください。

※提出書類に不備・不足があった場合は、修正又は追加提出をお願いする場合があります。

## 5 整備事業者の審査方法等

以下の方法及び流れにより整備事業者を選定します。

### (1) 1次審査（書類審査）

概要	応募書類の提出のあった事業者について、その内容による書面審査を実施します。また、必要に応じて、追加資料の提出を求めます。
審査基準	応募法人から提出された書類に基づき、記載内容の不備や応募条件への適否について審査を行います。

### (2) 2次審査（提案内容のヒアリング）

概要	地域密着型サービス事業者選定委員会で、応募内容のヒアリングを行い、審査及び評価を実施します。
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営方針（サービス実施にあたっての基本方針、緊急時の体制等）</li> <li>・従事職員への対応（人材確保に関する考え方と取組、職員の負担軽減や離職防止のための取組等）</li> <li>・事業の運営・経営の安定性（介護事業の運営実績、法人の経営状況、資金計画等）</li> <li>・その他（近隣対応、独自取組みやアピール）</li> <li>・プレゼンテーション（熱意、信頼性）</li> </ul>
実施方法	<p>応募法人に対し、日程及び方法等について、後日ご案内します。</p> <p>ヒアリングの内容は、応募法人からのプレゼンテーションを10分程度とし、質疑応答を5分程度実施します。</p>

### (3) 事業予定者の決定

第2次審査結果を踏まえ、地域密着型サービス運営委員会に諮り、意見を聴取します。

### (4) 結果の通知

全ての応募法人に対し、文書により審査結果を通知します。なお、整備予定事業者については、本市ホームページに公表します。

### (5) 選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、整備予定事業者の選定を取り消すことがあります。

- ①応募申請書の記載内容や資料、ヒアリング時の内容について、虚偽又は事実と著しい相違があると認められたとき
- ②事業主体となる法人に変更が生じたとき
- ③事業予定地に変更が生じたとき
- ④高岡市が定める整備年度内での事業実施が困難であると認められるとき

## 6 公募スケジュール

	内 容
令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月29日（金）	申請受付
令和8年6月中旬	1次審査（書類審査）
令和8年7月上旬（予定）	2次審査（地域密着型サービス事業者選定委員会）
令和8年7月下旬（予定）	地域密着型サービス運営委員会で諮問
令和8年8月中旬（予定）	整備予定事業者の決定及び結果通知

## 7 応募に関する質問事項

本市ホームページに掲載の「質問書」により、高岡市長寿福祉課まで書面、ファックス又は e-mail で提出してください。

※公平性の観点から、窓口や電話での質問にはお答えしません。

## 8 注意事項【必ずお読みください】

- (1) 応募のために要する経費については、選定結果にかかわらず、全て応募者の負担となります。
- (2) 応募書類は、返却いたしません。
- (3) 応募受理後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。
- (4) 整備予定事業者を選定された後、辞退がなされた場合は、原則、第9期期間中（令和8年度まで）の高岡市地域密着型サービス等の応募を認めないものとします。
- (5) 応募の状況の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (6) 応募書類の提出をもって、応募法人は応募条件等の当募集内容に承諾したものとみなします。
- (7) 応募にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、ユニットケア、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知を確認し、関係部に事前確認を行い、整備が可能であることを事前に確認してください。  
事業予定地の土地利用や建物の建築にあたっては、用地を確保できた場合でも、利用許可に時間を要したり建築自体が認められない場合があります。
- (8) 整備予定事業者として選定された事業者は、事業所の指定が確約されたものではありません。高岡市（長寿福祉課）から事業の指定等を受ける必要があります。指定基準を満たさない場合等は、指定されないことがあります。  
地域密着型介護老人福祉施設の整備予定事業者を選定された場合は、富山県（高齢福祉課）から老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホームの設置認可と、高岡市（長寿福祉課）から介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定を受ける必要があります。
- (9) 事業所の整備・運営にあたっては、地域住民の理解及び地域との協力・連携が不可欠であることから、地域住民に対し十分な周知・説明を行ってください。
- (10) 審査や実務上の確認作業に基づき、施設の間取りや人員配置など、内容について一部見直しをいただく場合があります。

### 【問い合わせ先】

〒933-8601

高岡市広小路7番50号

高岡市福祉保健部長寿福祉課事業支援・計画係

（2階⑭番窓口）

電話 0766-20-1373 FAX 0766-20-1364

e-mail choju@city.takaoka.lg.jp